

第6回 まちづくり常任委員会会議録

令和7年11月27日（木）

委員会 議 室

○会議日程

1 開会宣告（10時35分）

2 調査事項

（1）産業建設所管

① 幌延町農作物等収量減少緊急支援事業（大雨・土砂災害）について

（2）総務企画課所管

① 幌延町多世代交流施設整備事業基本計画・基本設計業務の進捗状況について

（3）住民生活課所管

① 幌延町税条例の一部を改正する条例の制定について

② 幌延町犯罪被害者等支援条例の制定について

（4）教育委員会所管

① 幌延中学校区小中一貫教育の進捗状況について

3 その他

4 閉会宣告（14時11分）

○出席委員（8名）

委員長	4番	高橋秀之
副委員長	7番	斎賀弘孝
委員	1番	高橋秀明
委員	2番	佐藤忠志
委員	3番	深澤博幸
委員	5番	植村敦
委員	6番	無量谷隆
委員	8番	西澤裕之

○出席説明員

町長	野々村仁
副町長	岩川実樹
教育長	伊藤一男
総務企画課長	早坂敦
総務企画課参事	山本基継
住民生活課長	伊藤崇
産業建設課長	角山隆一
教育次長	古草勝

総務企画課長補佐 梶 淳
税 務 住 民 係 長 喜 多 優 樹
生活環境係主任 佐 藤 拓 斗

○議会事務局出席者

事 務 局 長 岡 田 英 樹

高橋秀之委員長

本日の出席委員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまより第6回まちづくり常任委員会を開会します。

初めに、町長より御挨拶をお願いいたします。

野々村町長

おはようございます。

第6回のまちづくり常任委員会でございます、12月の定例会にかけて補正予算並びに定例会に関してそれぞれ条例の関係もでございますので、忌たんのない御意見をお聞かせいただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

はい。高橋秀之委員長

ありがとうございました。

これより調査事項に入ります。

調査事項（1）産業建設課所管、幌延町農作物等収量減少緊急支援事業についての説明をお願いいたします。

角山産業建設課長

本日の産業建設課からの説明事項でございますけれども、幌延町農作物等収量減少緊急支援事業（大雨・土砂災害）についてでございます。

本支援事業につきましては、令和7年8月17日及び26日に発生した記録的な大雨により、牧草の収量減少や品質低下による経済的損失を軽減するために実施しようとするものでございます。

8月17日には日降水量138ミリ、また26日には日降水量113ミリを記録しており、この影響により、牧草農地の冠水や収穫物の浸水など、これまでに類を見ないほどの甚大な被害が発生しております。

この状況を受け、9月に幌延町農業協同組合、11月には留萌地区農業協同組合長会から、経済支援対策や生産性回復に資する支援について要望頂き、町といたしましても、経営支援策を講ずるべきと考え、幌延町農業協同組合と協議、検討を図り、事業内容等について精査いたしました。

それではお配りした資料により、説明させていただきます。

資料1枚目の資料1－1を御覧ください。

本事業の目的でございます。

繰り返しになりますが、本事業については、本年8月に発生した2度の記録的な大雨による農地周辺の河川や排水路の氾濫により、牧草農地の冠水や収穫物の浸水など、本町の酪農畜産経営において甚大な被害が発生し、これにより収穫物の収量減少や品質低下による粗飼料の不足による、濃厚飼料等の代替飼料購入費の増加や牧草販売収入の減少など、今後の酪農畜産経営の影響が懸念される状況にあることから、現に幌延町で農業経営を営む者に対し、この度の大雨土砂災害による被害面積等に応じ、本補助金を交付することにより、災害による経済的損失の軽減と早期経営回復を図り、本町の酪農畜産の安定的発展に資することを目的としております。

続きまして、支援事業の内容について御説明いたします。

1. 対象者につきましては、(1) 幌延町農業協同組合の組合員で現に農業経営を営む者、(2) 認定新規農業者、(3) その他の町長が認めるものとしております。

(1) に定義する農業経営を営む者については、前年度の農業所得が総所得の過半を占める農業者個人又は法人で申請年度においても同様に農業経営を営む者としており、この確認はJ A幌延町で行うことにしております。

次に、2. 申請方法でございますが、J A幌延町への事務委任により一括申請といたします。また、対象者から事務委任を受けたJ A幌延町は、交付申請のほか、申請の取下げ、交付金の請求、受領、その他必要な事務を行うこととなります。

次に3. 補助対象及び4. 補助金でございますが、ただいま御覧いただいております資料1と資料2枚目の資料1-2と併せて御覧ください。

資料支援の内容につきましては、(1) 粗飼料不足対策、(2) 収穫物減少対策で構成しております。

(1) 粗飼料不足対策につきましては、自己の酪農経営において飼料として利用することを目的に耕作していた牧草農地への被害について、収量の減少等により、損失した栄養価の値、TDNといいますが可消化養分総量、これを称しておりますが、この収量の減少に伴い、代替として購入する濃厚飼料の栄養価、こちらに置き換えまして、1ヘクタール当たりの基礎額を8万5千円と算出いたしました。

この基礎額、8万5千円に被害面積を乗じて得た額の5分の1、20%、こちらを補助金として対象者へ交付しようとするものです。

次に(2)の収穫物減少対策につきましては、既に収穫していた1番草及び2番草のラップサイレージや乾牧草が浸水等の被害により販売できなかった損失について、収穫販売できていたであろう牧草ロール数に置き換えて算出する被害戸数を基礎に算定する①と販売を目的に耕作していた農地の被害について、本来収穫できたであろう牧草の収量減少分に係る損失について、牧草ロールに置き換えて算出する被害面積を基礎に算定する②で構成しています。

①につきましては、浸水等の被害に遭った牧草ロール1個につき5千円を乗じて得た額の5分の1、20%です。

②につきましては、そのうち1ヘクタールにおける標準的な収穫可能牧草ロール戸数を13個と定め、先ほどお示しした牧草ロール1個当たりの基礎額5千円に13を乗じた6万5千円を被害面積に乘じて得た額の5分の1、20%を補助金として交付しようとするものです。

なお、補助金の上限額につきましては、(1)の粗飼料不足対策、(2)の収穫物減少対策、合計で100万円としております。

本事業の事業期間は令和7年度限りとし、補正予算につきましては、(1)粗飼料不足対策が被害面積、今捕まえておる数字で1,650ヘクタール、こちらを見込み2,805万円。

(2)の収穫物減少対策が、被災牧草ロール数1,650個を見込み、165万円。

被害面積については385ヘクタールを見込んだ500万5千円を合わせた665万5

千円とし、合計3,470万5千円としております。

また、資料3枚目、資料2には、この度の大雨土砂災害による農業被害の状況について、農業被害報告要領に基づき北海道へ報告した被害額等についてまとめた資料を参考に添付しております。

なお、本事業につきましては、緊急的な農業支援事業として実施しようとするものであることから、12月議会定例会において補正予算議決頂いた際には、速やかに要領を制定、施行の上、申請を取りまとめ、年内に補助金を交付できるよう事務を進めてまいります。

以上、幌延町農作物等収量減少緊急支援対策事業（大雨・土砂災害）に係る説明といたします。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

これより、質疑を行います。

質問のある方は挙手の上、指名を受けてからマイクのスイッチを押して発言してください。

ありませんか。

無量谷委員

今説明あったんですけど、補助金額が5分の1っていうような算定なんですけど、一戸当たりの面積がかなり個数っていうか持ってる農家が多いと思うんですけども、それで上限が今ちらっと言った100万円っていうような形なんですけど、上限が撤廃するべきでないかなって感じはするんですけど、その辺は。多い人には多く当たるような形で、面積割合っていう形で算出していただきたいなという感じなんですけど。

角山産業建設課長

担当といたしましても、本支援事業を考える際、農協さんと重々協議してデータの方は拾っておりますが、担当の考えとしては、確かに被災額、大きいものはあるものの、全てを補填するということまではなかなか予算組みも含めて難しいだろうということで、20%というような数値で算定させていただいたところでございます。

参考に本事業の対象となる方については、43件ということで見込んでおります。

無量谷委員

今43と言うけど、問寒別地区とかそういうところは対象にならないのかという感じがするんですけども、その辺と、やはり、下沼地区は特別何か、一切2番草が取れなかったっていうような部分もあって、上限が100万というのはつらいなっていう感じはするんですけども、その辺もう少し町長も考えてほしいなと。

こういう、今回は、局地的な被害という形で、なかなか標準が合いづらいという感じがするんですけども、その辺の加味は、地域での判断として上限がかなり制約過ぎてるのかなという感じはするんですけど、下沼地区については、農家の一戸当たりの面積が大きいのが（聴取不能）ありますんで、その辺ったら、かなり、被害額の20%はるかに下回ってるっていうふうな状況なんですけども。

角山産業建設課長

まず、先ほどの補助件数の内訳でございまして、幌延地区が30件、問寒別地区

が13件の43件ということで、今回の対象、拾い上げております。

次の上限に関しては繰り返しのなりますけれども、あくまでも被害を被った方への支援、これについては確かに所有してる土地の大きさによっての部分、被害の多寡はあると思いますけれども、ある程度のところで、今回は予算に関しましても、昨年も同様に長雨対策ということで、4千万程度規模の補正をさせていただきましたけれども、その辺との予算のボリュームも勘案しながら、20%というところで担当としてはルールを定めさせていただいたところでございますので、御理解いただければと思います。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

植村委員

これ申請、農協で取りまとめた今の数字、間寒別合わせて43戸だということですが、これ、いやいや、うちも被害あるぞっちゅうて手上げて農協に申し込んでやるっていうことではないということですね。あくまでも事後、長雨後、農協が現地調査して聞き取り調査した結果の数字に基づいて補助するということではないのでしょうか。

角山産業建設課長

今回の大雨土砂災害につきましては、被害状況取りまとめて北海道や国に報告するというような必要がありましたので、そこについては既にヒアリング、個々からの、当然、合わせて被災地図みたいなものも作ってます。その中で拾い上げた数字ということですので、ほぼこれで、予算の規模も当然考えるときにその資料がなければ、どの程度の支援ができるかということが考えられないので、今回の被害を受けた酪農家さんに関しましては、聞き取りの中で網羅してるのではないかなというふうに考えております。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

佐藤委員

今、植村議員と似たような質問なんだけど、43件、大体営農やって搾乳農家がほとんどなのかなと思ってます。ただ、直接そのロールだとか、水につかった、倉庫に入ってるやつにつかった、当然刈れる予想、1ヘクタール刈れるとこあった、これ13個、これは出るんだけど、ただ見てると、大雨の影響で結局畑に入れなくて、2番草を刈らないで終わった人、パンダみたいのところどこ刈って残した人も結構あるなと思って、そういうところは農協さん、その辺をきちっと拾い上げての数字なんだろうなと思います。ただ後で農協さんがちゃんとまとめたんだろうから町でどうのこうのでもない、そのところ後から、どういうまとめ方したんだろうなということは、ないような形で農協で拾ったんだと思うけど、課長そこらへんのところは、結構なんか見たら、2番草は刈らないで投げた農家が結構あるんでね、そういうところもちよっと拾ったんだろうなと、そこらへんが農協で手落ちのないようにやったんだと思うんだけど、そこらへん課長、どんなもんなんだい。

角山産業建設課長

その点につきましては、やはり先ほど申し上げたように、この被害額を上部の北海道や国に報告するという観点でやっていますので、なるべく広く、くまなくというような観点で

整理しております。また、農協さんからも支援について要請がありましたので、当然そこはしっかり拾うということで、ちょっと農協さんで工期を合わせて、資料の方は作成したつもりでございます。

植村委員

町としてこういう予算額で補助、支援するということは分かりましたけども、農業団体等々でも、地元から要請しているという記事、新聞報道も見ましたが、もし、何か中身分かるのであれば、そっちの方からの補助とか支援っていうのは何か聞いているのか、もし分かれば。

角山産業建設課長

こちらにつきましても、やはり局地的な大きな被害であったということで、北海道と開発も現地の方を見て、被害状況、当然、資料を出しているというところで、あとは激甚災害の指定っていうことも一つ大きなポイントになってくるかと思うんですけど、そちらの要請もかけられているということで北海道の方も何かしらの支援っていうことで、豊富、幌延がかなり大きい被害がありましたけども、天塩も含めてですか、考えていただけてると動いていただけてるってことは情報としては聞いています。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

西澤委員

今の植村議員の関連なんですけど、今課長の話で道も動いているという話だったんですけども、こういった場合の道なり国なりの支援策がなかなかないので、苦勞されてたという話は聞いていますけれども、今後これ、道とか国のこういう局所的なもの及びこういう飼料といいますか、作物ではない飼料みたいなところの被害を受けたときに対する補償みたいなところの動きというのはどのような感じになってるんでしょうか。

角山産業建設課長

まずは大きな動きとしては大雨等の異常気象が北海道全体で起こっていたということなので、北海道全体で激甚災害っていう認定について動いていただけてるというのは聞いています。何でその中での支援策が何か出てくるのかなっていうふうに思ってます。その中でも地域によって個別、具体的なものがあるのか、その辺はちょっとまだ情報ありませんけども、単体というよりは、やはり全体でという動きが見られてるようです。

あとは、どうしても換金作物の場合は直接的な被害額が算出されやすいんですけども、今回の飼料の場合だと、どうしても間接的なものになるので、なかなか、正直、今までそれに対する支援というものが余らないということなので、町としては、そういった部分をフォローするために動く。あとは、また、来年度の種をまくときの支援みたいなものも別口で、その辺は北海道でも考えていただけてると、今回駄目だったけれども来年また引き続き耕作地にできるようにっていう工夫なんかは考えていただけているという情報は頂いております。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

植村委員

農業関係は分かりました。

この度のこの大雨というのは、結構町の中でも、冠水して床下、床上ということは発生したということで、当初、見舞金という話もあったんですけども、そっちの方の支援策っていうのは何か行う予定あるんでしょうか。

野々村町長

まだ12月のこの議会に間に合うかどうか分かりませんが、実際問題、そういう浸水にかかった部分では、本当に心ばかりになるかもしれませんが、浸水したところによって、今、内規を作り始めて、少し、本当に本当に涙金になるかもしれないですけど見舞金を出そうという考えで今やっております。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

深澤委員

無量谷君の言ってる、補助金たくさん出してあげればそれで満足でしょうが、何せその自然災害っていうことで、誰もが予測できなかった。その観点から言ったらね、目的の中に排水路の氾濫っていう文言あるんですけど、この管理は誰がしてるのか。個人がすべき町がすべきか。その判断に委ねて、今後この改善策というか、指導も含めて、やっぱり今後、災害は起こらないとは限らないんで、事前の対策として町長の見解ちょっと。今後の。

野々村町長

誰の責任ということなく、やっぱりこれは天災でありまして、そこは途中が低かったら、幾ら下が川が広くても流れていかない話ですから、特に今の状況からいくと、豊富の水が全てサロベツ川に流れてきて、天塩川までつながっている、この一本の河川でつながるということで、我々がこうやって今日かんかん而降ってても集中豪雨が豊富で降ってると、こういう状態でも下沼はもう浸水してるという、そういう状況下の中にあって、水位も、ある程度この湿原を守るための、この南玄関口にある国立公園のこの保水をしているこの水位の高さっていうのが、やっぱ大きなネックになるのかなっていう気は私自身、個人ではそう思ってます。ですから、川から直接大きくどっと掘ってくるとかっていう話でもやっぱりなかなかないだろうし。ただ、遊水地だったり河口の今の土砂を置いてる部分の掘削をしていただいて、今の水位より下がらない工法で水がそれ以上上がったときにはきれいに流れるという状態をどのように作れるかっていうのは北海道にも今回も要請してまいりましたし、そういう要請は今後もずっと、国交省さんにも併せてしていこうという形ではとってます。

きっともってこうやれば、町の中のとか、そこの今のペンケウブシ川の氾濫と違ってここを改善すればこうなるっていう、サロベツ川はそんな簡単な話ではないと私自身は考えてます。ただ、今のまま放っておけないんで、今のアップーが増えたときにどう流すか、そこの合議をやっぱりきちんと河川と結ばないと駄目なんだなと。ただ、一筋縄ではいなくて重機も入らないところですから、竣工船で掘って広げたところでもありますからサロ

ベツ川の一部は、だから、そうであっても、そこはそういう努力をしていかなければ、やっぱりこの今回みたいな、豊富は200数ミリ、1日降ってますから、我々よりもっとはるかに多い。ですから、次の日に、水浸水はしてくるという、そういう話になったんだと思ってます。

それは予想もしない状態でしたので、やっぱりもうちょっと河口はしっかり、今までもしてきたんですけどね、してきたんだけど北海道も予算無いってやらなかったんで、今回浸水して被害が出たということですから、やっぱり現状、もうちょっと進行、仕事を進めてくれるものだと思います。

深澤委員

町長のおっしゃるとおりなんですけど、今すぐ改善するってもう無理なんで、長期的に道なり国なりに要請して行って、やっぱり長いスパンで、何か改善策が見え出したらいいのかなっていう気もしましたんであえてお願いします。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

無量谷委員

深澤委員のちょっと関連なんですけど、やはり今回は上流で大量に雨降って、次の日、うちら天気だったんだけど、次の日が水が増えたという状況なんで、川から増えたんじゃないで、笹やぶから増えてくるような表現になっちゃうんですけども、ものすごく川でないとこまで、笹やぶから水が湧いてくるっていうような状況でありました。そういう中で、うちの地区の低い土地に冠水して幹線の排水もオーバーするという状況で、やはり下が抜けていけないからそういうことになるんで、ある程度、下の改良を道に要請するなりしていけないと、この川ですけどもやはり、対策はいろいろとたくさんあると思うんですけども、やはりその辺の協議会みたいな形でできればなっていう感じはするんですけども、とにかく、予想もしない、天気なのに水が増えてくるっていうような状況であります。だから、幌延町の雨量だけでなく、豊富町からも、今回、増えてくるというような状況なんで、その辺の排水路の考え方も考え直さなければならぬ、時期に来てんのかなという感じですけど、その辺、町長も要請をよろしくお願いしたいんですけども。

野々村町長

以前から要請事項は、多分、佐々木さんやそのときからも、テンポロンのとこの木切らないと駄目だという要請が5、6年ぐらい前からあって、ずっと順調に何メートルかずつ伐木をして進んできたのに、なぜかテンポロン過ぎたら終わってしまったという、予算がないからって、今年も予算がありませんっていうから、いや、それはどうにもならないよねっていう話をして、それらも含めて、あそこは伐木だけではなくて伐木終わったら、やっぱり流域が流れるようにお願いをしてあったやつがまずは伐木からということで、その伐木すらあそこから見延さんのとこまでしてないというのが初めて分かりまして、今までずっと毎年やってきておりますけど動きはそうだったということしかないです。だけど、だけど今回はこういう災害が激甚なこの浸水被害が起きたということをやっぱりきちんとバックボーンに持ってお願いをしていくっていうのは、さっきの間も言いましたけども、国交省も含めて北海道に毎年やりますからという話をずっとやってきておりますので、毎

年、豊富も含めて、団体で行くことと、それぞれ河川の土石取り、土砂がたまってるのはもう確実ですから、土砂だけでも、どういう形で取るのかっていうのは、ちょっと私は技術屋じゃないから分かんないですけど、重機も行かないあの湿地帯にどうやって行くのかっていうのは分かりませんけどもお願いをしていこうと思ってます、そこは。

無量谷委員

町長、重機も行かないと、今の時代でやはり、重機も行かないということはあり得ないと思うんで、やる気がないからと思うんで、更に要望をお願いしたいと思います。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

ほかにありませんか。

齋賀委員

これ、先ほど課長の方からね、農協から支援の要請があったということでの対応なんですけど、これ、農協はね、この支援の要請に来たときに持ってきたものが被災マップっていうもの1本だけだったんですか。サイバーマップを持ってきて、こういう悲惨な状況になったから何か支援してくれという言葉だったのか、それとも農協はこの被災に対してこういうことを農協としてはするんだけど、あと足りないところは町に頼むから、この二つ、粗飼料の不足対策と収穫物の減少対策を講じたのか、それをちょっとまずお聞きしたいのがまず1点目です。

角山産業建設課長

農協さんからは経済的支援をしてくれというような要望を頂いてます。ただ、対象であったり状況を拾うためには、農協さんが汗をかいて資料を作るというような流れでござい
ます。

齋賀委員

分かりました。

農協は汗かいて被災マップを作ったから、あと、それからの支援はもう町にお任せするというふうに私は今とったんですけども、分かりました。

それでね、そしたらば、これは今年大変だったから、この粗飼料不足対策と収穫物減少対策をして、町が支援しますよね。そしたら、来年度以降、今激甚指定になるかどうか分からないかどうかっていうところなんですけども、使われない、今現状ではもう収穫物採れないという畑、来年度以降の原状復帰にするっていう農家の人たちの支援は、もうその激甚指定になってその対策1本なのか、原状復帰を農協にお任せするのか、そこら辺をちょっとお願いします。

角山産業建設課長

現状といたしましては、まずは経済経営支援というところでございまして、あとは、繰り返しになるんですけども、具体的には北海道からこういった支援があるよっていうものがまだ頂いておりませんので、その中身を見ながらということにはなろうかと思いますけど、来年度の種まくものについては何かしらの手当てを考えているという事は聞いております。

齋賀委員

原状復旧するに当たって、きっとかなりの経費も掛ってくるんで、また原状復帰で農協さんから支援の要請があるかもしれない。だけれども町には今までもずっとね種子購入のときの助成の支援もしてた。やっぱり農協としても何かここをやるから助けてほしいとか、いつも、前の宮本町長のときからもそうだったんですけども、何でもかんでも支援するんじゃないくて何か一つ1本持ってきてほしいという話をしてたけどなかなか農協持てこないんだよというふうに宮本町長さんの当時の話でありました。それは今も変わらないのかなというふうに今課長の話から聞きました。

角山産業建設課長

農協さんについては激甚災害の指定という観点についてはかなり強力で動いていただけてますし、新聞報道等でも出てますけども、積極的に連携して、それこそ各関係機関、現地の視察というようなことをやられているというのは農協さんの動きかなというふうに担当課としては承知してます。

(「分かりました」の声あり)

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、幌延町農作物等収量減少緊急支援事業（大雨・土砂災害）についての件は以上とします。

暫時休憩します。

(11時00分 休 憩)

(11時02分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

次に、(2)総務企画課所管、幌延町多世代交流施設整備事業基本計画・基本設計業務の進捗状況についての説明をお願いします。

山本総務企画課参事

それでは私の方から幌延町多世代交流施設整備事業基本計画・基本設計業務の進捗状況について御説明いたします。

前回、9月に開催された常任委員会では、大型プロポーザルで特定した業者との契約を締結し、業務を開始したことや、提案を受けた施設の整備内容を報告しました。

そのあと、基本構想に基づく施設の整備に向けて、業務を進めていく中で、二つの点について変更し、基本計画の中で定めることとしています。

まず一つ目の変更は役場との接続です。

構想では役場と本施設の間における移動の迅速化を図り、利用者の利便性を向上させる目的で、役場2階部分を渡り廊下などで用いて接続することとしていましたが、建築基準法による規定により、接続を断念しました。

建築基準法では、一つの敷地に一つの建物を建てることを原則としており、原則をクリアするために土地を合筆して一つの地番とすることをまず検討したんですけども、一つの敷地内に別の建物を建てて渡り廊下で接続する場合は、もともとある役場の補完的な役

割を果たす建物でなければならないという、用途不可分の原則がありまして、例えば学校でいう校舎と体育館、渡り廊下で接続している、あのような形でやらないとならないっていうことがありました。

公衆浴場やコインランドリー今整備することとしていますけれども、その交流施設ってというのは役場を補完する機能ではないということで、建築確認申請において認められない可能性が高いということで、まず断念することとしました。また、役場側も防火や耐火に対する改修工事を更に行わなければならないということで、事業費が増えるということで断念したものです。

次に二つ目の変更は、敷地の面積、敷地を広げることとしました。

10ページの資料1に概要図をまとめています。

ちょっと見づらいんですけども、A4ですね。

黒い点線の部分が小さくて見づらいんですけども、黒い点線が基本構想における敷地面積の範囲です。

西側が広いL字型の不整形地になってまして、この敷地に交流施設を建てると赤い線のように、塗られてない赤い点線のような形になります。

細長い端から端まで76メートルぐらいあるような建物となって、役場よりも少しちょっと長い建物になります。

そうなってくると、高齢者が利用する際に、歩く距離の長い不便な建物になるよっていう指摘も受けてまして、そのほかに外構、駐車場とかバスルート、バスレーン等のスペースの確保、今後、この施設を中心に高齢者の福祉施策を考えたときに、広い敷地を必要とすることから、隣接する町有地に敷地を広げることとしました。

隣接地には双葉町内会館等、障害者支援事業所、ひだまりがあることから、双葉町内会と幌延福祉会にも申入れを行って了解を得ています。

双葉町内会館は、交流施設内に今造ろうとしているスペースに、ほかに町内会館を持たない1町内や元町、つばめ、第10町内会と共用で町内会活動を行うことができるスペースを今、造ろうと考えてます。また、ひだまりも同様に、交流施設内に設けるスペースで相談や支援業務を行っていくことと、今考えてます。

そのほか、交流施設から今、役場に非常用発電機から電力を供給することとしてたんですけども、敷地外の建物へ電力供給をするのは、電気保安上認められない可能性もあって、今、北電と協議中です。

次に、今交流施設内へ移転を検討または移転しますかという意向を確認した団体についてなんですけれども、社会福祉法人の幌延町社会福祉協議会と幌延町商工会、二つの団体に意向を確認しました。

どちらの団体も、構想には移転するよということ示してないんですけども、社会福祉協議会については、本施設の性質上、施設の管理運営を担うのが最も適しているとの理由から意向を確認していました。商工会については、創生会議のときに、ほかの町では商工会が指定管理者となって道の駅の維持管理を行っている事例があるんだけど、町はどうやって考えているんだということを質問を受けて、それから、今商工会事務局と移転するかどうかという検討を進めてました。

社会福祉協議会については、指定管理者として、交流施設の管理運営を担うのであれば移転しないということでした。

商工会機能の移転については、理事会において、整備される施設の内容、維持管理の運営の方法等が何も決まっていないう中で、移転の判断するのは時期尚早という意見があつて、今基本計画の段階では移転しないこととして整理しようと思つてます。

商工会には、交流施設以外の移転先として農村環境改善センター、産業地域振興センターですとかの状況等をお示しはしています。

次に、概算事業費なんですけれども、今の延べ床面積っていうのが、1階が2,531㎡平米、2階が1,366㎡、合計が2,667㎡になってます。

施設の整備内容については、資料3で12ページに1階の平面図、13ページに3階の平面図を添付してます。

1階は中央部に保健福祉課の業務スペースを今配置はしてます。併せて、公衆浴場の受付も、この場所で行う方法も考えています。

業務スペースを挟むように浴場や多目的スペース、乳児・乳幼児広場を配置しています。役場側、北側には会議室や相談室等を配置し、南側には誰もが利用できるサードプレイスをゆとりを持った空間で今は設けている状況です。更に、調理室やコインランドリー、コンビニスペース等を配置した平面図となっております。

2階には水害等の浸水を想定して、非常用発電設備や蓄電池の設置を考えてます。

この平面図は10月末現在のもので、これからどんどん変わってはいくんですけれども、この内容で設計を行っていくわけではありませぬので、御了承ください。

現状の図面では1階の中央部にトイレとかが配置されてますけれども、夜間の施設利用とか24時間トイレを利用するかどうかの考えもあるんですけれども、その場合も管理するのに、ちょっと真ん中だと仕切る場所もちょっと不便になるかなということで、今後、いろんな検討しながら、どの場所に設置するかというのは、これから最終的には決めていこうと思つてます。

スペース、今配置する段階で、商工会、人目のつかない場所っていうことで希望してたんで、2階に商工会の事務所を持ってくるようなスペースを造ったらどうなんだという話も商工会の事務局と話はしたんですけれども、2階に事務所を持っていくと、今考えてる構造から、今、木とRCなんですけど、それをRCに変えて、きちんと計算した造りにしなきゃならないということで、2階に事務所を設置するだけで概算事業費で1億5千万程度上乗せになるよっていうことでした。

概算事業費については、5ページに概要を記載してます。

現在の建築単価、高くて平米90万を見込んでます。それに概算延床面積を掛けると24億を超える額になります。既存施設の解体ですとか外構等も含めると、つかみなんですけれども、全体で27億です。

平成27年に問寒別の生涯学習センターを整備したときに、建設単価が75万円でしたので、1.2倍ぐらいになってはいますね。

やっぱり建築単価っていうのは、これからも上昇してって下がる見込みがないっていうことなんで、実際に着工する段階では多分今の事業費よりも増加する見込みとなっております。

財源なんですけれども、今適当な補助金とか交付金とかっていうのは、ゼブ関連、省エネだけ省エネと創エネで一次エネルギーの消費量をゼロにすることを目指す目的に関連する補助金しかないため、財源の多くを地方債で賄うような形にはなるとは思います。

これから交付金、補助金ですとか、出てくればいいんですけど、今のところそのような形になってます。

最後に今後の予定なんですけれども、11ページに添付の資料にまとめるんですけども、これまで、基本計画の樹立を令和8年1月の目標で業務を進めてきたんですけども、まだちょっと創生会議などに示す役場案が決まってないことから、早急に役場の考え方をまとめて、令和8年2月ぐらいに計画の樹立を目標に今業務を進めているところです。以上です。

高橋秀之委員長

ただいまの説明について、何か質問ありませんか。

無量谷委員

これからの設計変更とか何とかとかあるということなんですけども、バス待合室の近くにある程度トイレを持ってくるのが普通でないかなっていう感じはするんですけども。そして、ある程度、24時間体制のトイレと待合室っていうような感じで設計した方がいいんでないかなという感じがするんですけども。ですから将来コンビニの端っこっていうか、バス待合室側にトイレスペースを持っって、24時間管理できるような、今の簡単なオーディオンカーテンみたいな感じの防犯設備っていうか、横開きのシャッターみたいなのが今あるんで、対応できるのでないかなという感じがするんですけども。

山本総務企画課参事

意見を参考にして今作っていかうと思うんですけども、やっぱりその、それぞれの機能とか部屋とかって、今利用する時間というのを整理しながら、遅くまで開けてるところはやっぱりまとめて造ったほうがいいし、バスの待合所、バスも最終が22時10何分なんで、それまで、22時半までは、施設は開けておかなきゃならないのかなっていうことも考えると、やっぱり時間帯によって今整理しながら、遅くまで開けてるところはまとめながら、もうトイレ24時間本当に開けてるのがいいのかなのかっていう議論もあるんですけども、その辺も含めながら、これからいろんな人の意見を聞きながら決めてはいきたいと思うんですけども、今これ、バス待合所ちょっと外に出てますよね。これも建物的にどうなのかなっていうのもあるんですよ。やっぱり四角い、出ない方がいいのかなっていうのもありますし、ですからこれが本決まりではなくて、これからまだ変わっていくので、無量谷委員の意見を参考にしたりして決めていきたいとは思ってます。

高橋秀之委員長

いいですか。

ほかにありませんか。

深澤委員

まだ、この先の話だと思うんだけど、今までの過程の中でね、福祉協議会と商工会がもう入らないよという結論が出たわけで、この将来、管理運営はどこへしようとか今考えているんですか。

山本総務企画課参事

今町では、1番目にやっぱり指定管理どっかにお願いしたいということで考えておりました。それがかなわなければ部分委託をお願いするような形に考えています。最後に駄目だったら、町直営かなっていうのがあります。

その辺も、商工会には検討する段階でこういうような業務があるよ、何時から何時までこのスペースを使ってるよっていう資料はお渡しした中で話は進めてはいます。以上です。

深澤委員

今課長の説明だと、何か先行読めないっちゃうか、今役場の職員や人材不足で大変な折に、指定管理者をとって、人数で管理運営までする企業は現れるかっちゃうのはものすごい危惧してるんだよね。

それで、いや、27億も掛けて器は造ったよって。結果、いやあ誰もできないんだよなって話になったら、責任は誰がって、町長には降りかかるとは思うんだけど、そこまでして、規模を大きくしてね、造らないとならない理由はあるんですか。町長、町長の考えちょっと。

野々村町長

別に、胸張って大きくしてやってるわけじゃなくて、これは前から言ってるとおり、皆さんのこれまで、数年かけてきたアンケートも情報も御意見もあって、こういうことずつの部材をそろえとこのスペースになったということをお話をしをさせていただいて、そこが今の現行の価格に合わせると、こんな、多分、予定の最初の価格よりも上がってるよということをお示ししながら、この規模感も、スペースもどういう形に絞っていくかっていうことも今後考えなきゃなんないわけで、必要のない大きなものを造ろうなんて誰も思っていません。町の人が使って初めて必要だと思うことの建物を造りたいと言ってきてるはずです私は。だからこのスペースに今なってるんですけどもということを、再三開示をしながら、こういうスペースに今のところ大きくなってしまっている。そこがこの金額もこのぐらいになる。そこはちょっと掛り過ぎるよね、大き過ぎるよね、無駄だよっていうところを外してったらどうなるのかっていうのも含めて、皆さんに御協議をいただきたい。

深澤委員

今、町長がおっしゃってるとおり、これがね、町民の要望として100%でしたら、余りにも金額が掛って、今後幌延の財政を圧迫するような期間であれば、減らすっていう方向性もね、残しておかなきゃならないよね。まあ町民に我慢してもらおうというか、だからそういう方向性も見いだしてほしいなって気はしますよね。

西澤委員

今深澤議員おっしゃってるのと今町長が言ってるその議論がこれからの課題なんだろうなというふうに思っています。

町長はずっと言ってるように、アンケート等も取って、今回のこども議会でも、こういうことあったらいいねって、そういうのは今度多世代でこういうことができるかなっていうような答弁もされていましてので、そうだと思います。

一方、やっぱり、将来を見据えたときに、どれだけ町の財政を圧迫っていうか、その財

政に関わっていくのかということを考えると、考えるとといっても考えられないので、学校の建築もあって、今でいうとやっぱ総額100億を超えるような、同時期に100を超えるような財政規模になっていくということを考えると、やっぱりこれシミュレーションみたいなものを出していただいて、町民の皆さんに判断いただくっていう一つの方法というか、それがないとなかなか私どもも、町民の要求もあるし、いろんなことをやってあげたいっていう町長の気持ちもあるし、でもこんだけお金が掛るっていうのもあるので、そこはやっぱり財政シミュレーション1回出していただいて判断していく材料の一つにしたいなというふうに思いますので、ちょっと大変な作業にはまたなるかもしれませんが、そこはちょっとよろしくお願ひしたいというふうに思います。

もちろん学校と合わせないと、ここだけの規模でこうなりますよって言われても、もう一つ控えてるのがやっぱ大きいものがあるので、そこはやっぱ町民に示していかないと駄目かな。で、町民の中でも学校だってもちろん必要だしこういうのだって欲しいというのはあるので、そこはどう、町民の中でも判断をつける材料としては、ここもうちょっと我慢しようとかっていう、学校の施設だって、じゃあここはもうちょっと我慢しようというところが絶対出てくると思うので、そこを合わせての財政シミュレーションでお願いしたいなというふうに思います。以上です。

高橋秀之委員長。

よろしいですか。

今のシミュレーション出していただけますか。

山本総務企画課参事

いたします。

計算はします。

ほかの事業もあると思うので、それも含めてですよ。

高橋秀之委員長

よろしくお願ひします。

ほかに。

深澤委員

ちょっと提案したんだけど、今ここにコンビニの設置があるんだけど、できたら郵便ポストも一つあれば便利じゃないかって気がするんだけど。要望します。

山本総務企画課参事

分かりました。メモしておきます。

郵便ポスト。

高橋秀明委員

先ほど課長の答弁の中に補助金がないんじゃないかということで、そしてちょっと細かい数字は忘れたんですけども、どの部分にどれだけあるかということが、つかみ切れないので、そこをもう1回説明していただきたいのと、それと、町長の先ほどのお話の中でも金額がこれだけ増えてしまったらどうするかというところに行き着くと思うんですけども、その中で、やはり、電源三法交付金の60億近いお金があるということで聞いたんですけども、それを取り崩すようなところまで考えているのかどうか。その辺をね、よく説明し

ていただきたいなと思いますけども。よろしくお願いします。

山本総務企画課参事

まず、事業費の関係、補助金の関係、事業費概算で27億ぐらい掛るんですよね。その中で適当な今補助金、交付金というのがなくて、ゼブって省エネとかって進める、窓を厚くしたり再生可能エネルギーを使うような設備で暖房したり、冷房したりっていう、それに当てる補助金しか今、適当な補助金ないんですよね。

残りは地方債、過疎債ですとか、あと、緊急防災減災事業債ですとか、そういうような起債で賄うしかないのかなって、今の段階ではそういうような状況になってます。

岩川副町長

ちょっと補足なんですけど、資金については、起債によって調達できますけど、今度それを公債費っていう形で償還していくんですが、そのときには、一般会計から償還していきなかなきゃならないので、その財源としては、やっぱりどうしても今、うちで持っている基金、取り崩さざるを得ないと思います。これ、もしこれだけの規模でやるとするならばですね。それはもう必須だと思いますんで、ですから事業費のことも考えて今後どうしていくかということは、もう一度考える必要があるかなとは思っています。

高橋秀明委員

今の副町長の答弁にあったように、そしたら電源三法交付金等で集めた、固定資産税なんかも入ってると思うんですけども、それを取り崩すこともありうるという話に聞いてよろしいのでしょうか。

岩川副町長

ありうるじゃなくて取り崩さなければやっていけないと思います。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

佐藤委員

重複するんですけども、私もちょっとこれ心配してたのは、このできたあかつきの毎年の維持費どのぐらい掛っていくのかと。

今議長言ったように、だんだん人口も減っていく、財政的にもいろんなものをこれ、税収も減っていく中でこれを維持していくとなったら、どういうことになるのかなと。

こう見ると、ここまでこういうものが果たしてどれだけの町民がこれを利用してくれるものなのか。

それと、創生会議でどの程度までこのゴーサイン出てるのか、創生会議の中でも、どうなのか。たしか17、18人いるけど、この中のどのぐらいの割合で進めていいのかや中には反対という人もいるだろうし、そこら辺とこの動きと、もう一つこれが進んだら、今の駐車場というか、松の木壊してまでこっち来ることになるのかい、この図面見ると。木立ってるとこまで壊してまでこの建物が入り込んでくるのかい、これは。

そうすると、我々が今使ってる駐車場がかなりつぶされてしまうまで行っちゃうのか、これ。建物が。

ぐっとこっちまで、役場まで。来ない。

これ、木は切っちゃうのかい。

山本総務企画課参事

木は今、切る予定はしています。

(「どこまで建物が来るんですか」の声あり)

建物はぎりぎりぐらいなんですよ。

今バスをどうやって来させるか。レーンをどうするかっていうのがありますし、今ある駐車場どうなのよって話もあるんですけども、バスレーンによるんですよ。これから沿岸のバスさんとちょっと協議はするんですけども、その関係が出てきます。

ですから木は切るんですけども、やっぱり、建築基準法で防火基準だかちゅうのがあって、建物から、役場からまず5m離して、そこからまた5m離れた場所じゃないと建てられないよっていう話なんですよね。それ以上近づけることになると、雪の関係もありますし、役場の方も耐火とか防火とかっていう関係で、窓のサッシも変えなきゃなんないし、壁も変えなきゃなんないよっていう話にもなってますので、やっぱり10mぐらいは離すとなると、木は切るんですけども、駐車場はちょっと分かんないですけどもね、本当にバスがどこを通すかっていうような形です。

佐藤委員

今の駐車場が、我々は別としても来客来たときのスペースがつぶされちゃうのかなと思って図面見て、そこはちょっと聞いたかったんですけども、そこまでは今の駐車場は何とか確保、外来、お客さん来たような、町民来たときの、こっちにもあるけど、こっから行くとえらい遠くなるんで、その確保はできてることかい、この図面からいったら。

山本総務企画課参事

今のところ本当にバスなんですよね。

ちょっとバスが1回頭から入ってきて、バックして出てくような形になってるんですよ。今は来客用駐車場をつぶさないっていうか使うような形になるとですね。だから、その辺も今度バスが不便なのかなっていうこともあるので、その辺も考慮しながらですねちょっと今決めていきたいと思います。

あと、施設の維持管理とかについてはちょっとまだ経費とかを出す段階ではなくて、公衆浴場、毎日30人ぐらいの方が利用してまして、1日1.8トンぐらいの水は使っているような形で、その経費も管理すると、やっぱり結構な経費なのかなっていうのは思います。

あと創生会議については、基本計画の段階ではまだ開いてはいないんですよ。

基本構想を作ったときには創生会議開いて、今これでいいよってことで意見をもらって基本構想は作ったんですけども、創生会議、基本計画示す段階までいってはいないんですよ。ですからこれから開いて、金額的なことですか図面とかも見てもらいながら、意見もらいながら決めてはいきたいとは思ってます。以上です。

佐藤委員

創生会議を開くまで、今議長が言ったように、ある程度この将来の維持費、いろんなものもやっぱりある程度シミュレーションしてこのぐらい将来は我々の税金の負担が、今言ったように金崩すまで当然いかなきゃならないわけだけど、その辺がどうなっていくのか

ってもう示していかないと、後でやっぱいろいろあるかなと思ってます。その辺もしあるんだったらお願いしたいと思います。以上です。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

無量谷委員

1 2 ページの図から見て、なかなか建物の施設のみの図のあれなんですけれども、この全体の境界線の内に、ある程度、緑地帯っていか木を植えるようなスペースを設けた方がいいんじゃないかなって感じなんですけども、その辺はどう考えてるか。

山本総務企画課参事

今のところ木は植えるような考えはないんですよね。

必要だっていうのは分かりますよ。だけどったら怒られるんですけど、名林公園もあるし山村広場もあるし、周りを考えたときに、必要だったのは分かるんですけども、低木というのは分かるんですけども、除雪とかもあるじゃないですか。それを考えたときに、今のところは考えていません。以上です。

植村委員

冒頭、無量谷委員の方から、建物のトイレの配置もありましたけども、一つ確認させてください。バス待合室の出っ張ったとこ、これは建物として造るということですか。例えばこれフードにしてやるとかっていうことじゃなくて、しっかりした建物の一部作るという判断で。

山本総務企画課参事

今のところ、この図面作った段階ではちょっと外出しで作ろうっていうような今形にはなってたんですけども、やっぱり施設的に四角い方が断熱とかの部分もあるので、これをちょっと今引っ込めようとは思ってるんですけども、そうなったときに、ほかのスペースですとかの関係もありますから、担当者としては、できるだけ中に入れて造ろうと思ってます。周りに2 m ぐらいのよくありますひさしを設けて、四方を囲おうとはしてますので、バス来たよってここでまず人もいいますし、外で待ってる人にも雪とか雨とかは当たらないような格好になるのかなっていうのは、今思っております。

植村委員

もしやるのであれば、今言ったような形で十分でないのかなと思うのと、この図面からいくと、ちょっとやっぱり配置的に結構問題ある配置だなというふうに。これから冒頭に言ったように意見を聞いて直していくことを言われましたんで、そのとおりだなというふうに思います。

例えばこの役場側の上の方に待合室スペースとかってありますけども、これは何の待合室スペースなのか。風呂に入る人の待合室なのかバスに乗る人のスペースなのか、何の目的でこれ、ここに

山本総務企画課参事

この待合スペースって今書いてるんですけども、保健福祉課が業務するときに、健康相談ですとか健康教室とかっていうのも、ここで多目的スペースでやるような形で今想定はしてるんですよね。そのときに待ってもらうような形っていうことで、大きく言えばサ

ードプレイス的な皆さん誰でも利用できるよというような待合室、待合場所なんですよ。ですからここも不要だよっていうのであれば事業費削減するのに面積縮めてやるっていう方法もありますし、そんなような待合室です。

植村委員

そういうことであればね、このコインランドリー設置したいということで図面に上がってるんですけども、この位置がやっぱり、どちらかというと、そのバス待合スペースって書いた上の方に持ってってこれを入れ替えるのがいいのかなと思うし、今言う保健師さんどうのこうのっていうことを言いましたけども、1番奥に業務スペース、診察室とあるんですけど、これはどういう目的で改めてここに移ったのか。。

山本総務企画課参事

今のところの考えでは、ここで子供の健診するのに、ちっちゃな子供を遊ばせておくっていうか、そこでやりたいような話は保健福祉課の聞き取りのときはあったんですよね。それで今んところこのここに診察って書いてるんですけども、この業務スペースも双葉町内会ですとか、ひだまりですか、相談室も今まだこの図面に落とし込んではいないんですよね。ですからそういうような部分をここに持ってくるような形も考えられますし、今のところまだそんな何をするってようなことは、この業務スペースは考えてはいないんですよね。

最初ここに商工会、社会福祉協議会っていう話もあったんですけども、基本構想では移転しないっていう形で整備してまして、10月末時点の考えで今これは作ってるので、これから全然まだまだ変わっては行きますので。

植村委員

今の現在の図面では結構そういったことで改善する余地があると思うんで、しっかりと、町長も言うように、町民の意向を確認しながら、本当に必要なものをきちっと残して、確保していくという方向で調整していただいたいなというふうに思います。

それで財源の先ほども話し出たんですけど、財源の関係で、確か間違っていれば訂正してください。遠別にも同じような多目的、こういう施設あるんですけども、あの施設というのは確か2分の1補助を利用したというような話も耳にしているんですけども、そういうことっちゃうのは現在、我々これからやるような施設には対象にならないということだったのか、もともとそういうものはないよということなのか。

山本総務企画課参事

補助金、交付金関係なんですけども、多分、遠別ときっていうか地方創生交付金だと思うんですよね。

今デジタル田園都市っていうか、ちょっと覚えてないですけど、それがあんですけど、この拠点整備にはまるかはまらないかっていうのもありますし、今政権が代わって何かまた新たに何か作るとか作らないとかっていう話もありますんで、その辺の動向も見極めながら、今の時点では、ちょっと適当な補助金、交付金ではないのかなっていうような形にはなってます。

植村委員

今の新しい内閣では積極財政という形の中で、いろいろ国民支援策も講じるんだという

前触れでやってるんで、もしね、そういう該当になるようないいものがあるのであれば、ぜひそういったものに利用するというのがトータル的な財源の運用ということもかなり大きく影響してくると思うんで、先ほど西澤議長からも言った本当にこのまま進めていって、トータル財源として、単年度に1度の大きな建物を手がけるということで、将来財源、町の将来の財源がどういうことになるんだろうという、我々としてもやっぱり議員としての責任を感じてますんで、やることには全然反対はしませんけどもね、ましてや、町長就任して、私の記憶では、この学校、小中学校を抜きにして、この交流施設を手掛ける建物、予算にしては1番大きな予算になるのかなというふうに考えてるんで、ぜひともこれだけのお金を掛けて町民のためにやるんだということであるのであれば、本当に町民の皆さんが、日常、親しんで使っていただけるような中身のある施設に、あれもこれもということは本当にやりたいのは分かるんですけども、限られた予算の中できちっと、限られたスペースを有効に利用して建物を基本設計をしてほしいなというふうに考えてますんで、どうかよろしくお願いいたします。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

深澤委員

1点だけちょっと先ほど質問し忘れたんですけど、双葉町内会の後っちゅうか、できちゃったらここを再利用するという話なんだけど、それは決定してる話なんですか。

それと、職員住宅ありますよね。あそこも撤去するって言ってるんですね。そのあとはどういう構想を持ってるんでしょうか。

山本総務企画課参事

双葉町内会撤去したあとは駐車場ですとか職員住宅は敷地になります。

これから先の施策もあるんですけども、この施設を中心に高齢者の方々のための施策を展開するっていう考えもあるようなので、それに向けて駐車場っていうか更地というか、そのような形で今整備をしていきます。以上です。

職員住宅もこの10ページの図面で、ちょっとちっちゃくて見づらくて恐縮なんですけれども、職員住宅も敷地には架かるんですよ。

四角い薄い線で、1棟、2棟、3棟、4棟かな、もっとあるんですけども、敷地に係る部分と緑で塗ってあるところ、駐車場になる部分とっていうのはあります。

ですから、あそこ一帯、一角全て解体撤去して敷地造成することに今、予定はしてます。

(「住宅の代替えはどこですか」の声あり)

職員住宅の代替ですか。今、中学校の方には、中学校の先生住んでいる所というような計画はしてます。

中学校の今住んでる先生が、今度、新しく今造ってる所についてということで、今計画はしてます。

(「満足してるのか、職員は」)

満足してるかどうかっていうのは、どうなんでしょう。

(「立ち退きされるんですよ。早い話、立ち退きさせるんですよ。今入っている方々を。」の声あり)

用地处理的には立ち退きには。

(「現法上、入っている人が優先されるんだよ」の声あり)

それは分かってます。

ですから一度説明はしてるんですけども、これから、また詳細に説明してはしていきたいと思ってます。

(「ちゃんとした配慮をしてください」の声あり)

配慮も考えては考えています。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

無量谷委員

今一角全部整地して施設として使うということなんですけど、ひだまりっていうか、あそここの施設も壊すということになるのか。そしてその今使ってる行き先はどうなのか。

山本総務企画課参事

ひだまりもこの多世代交流施設の中に入ってもらって、今現状が毎週木曜日に相談業務を行っているということなので、スペースを設けて、木曜日になったら使えるように、今でいう図面で言えば会議室か業務スペースに可動式の壁設けて、誰でも使えるような形、木曜日になったらその壁を移動させて、そこで相談してくださいっていうような形のスペースになるのかなって、それが一番無駄なく使えるのかなっていうような形で今考えております。ですからあそこは壊して、ひだまりもこの中に入ってくださいねってことで今申入れを行って、来週ぐらいにまた話はするんですけども、どんなものが必要なのかっていうのを今、聞いてますんで、そういうな形になってます。以上です。

無量谷委員

職員住宅っていうか、それら全部これ壊す部分は工事費には入ってないのかい。入ってるのかい、これ。

山本総務企画課参事

今つかみで外構解体とかの部分で、つかみでは、全部で3億2千万ぐらいになるかなとは思いますが。でもこれ解体だけではなくて、乳児・乳幼児広場に設置する大きな遊具があればいいのかなとか、今の段階で考えている、そのようなものも含めて3億2千万ぐらいなんですけど、なんせ解体撤去も、また工事費上がるよっていう話もしてるので、今の段階のつかみではこれぐらいの規模感なんですけど、ちょっと分かんないですね。この間も言われたばかりだと、産廃の料金も上がるよとあって、早くやった方がいいよってのは言われているので。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

お願いなんですけど、1月末ぐらいにもう一度こういう進捗の説明会開きたいと思えますんで、御協力のほどよろしく願いいたします。

ないようですので、幌延町多世代交流施設整備事業基本計画・基本設計業務の進捗状況についての件は以上とします。

ここで、昼食のため１３時１０分まで休憩します。

(１ ２ 時 〇 １ 分 休 憩)

(１ ３ 時 １ 〇 分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

次に（３）住民生活課所管「幌延町税条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をお願いします。

喜多税務住民係長

幌延町税条例の一部を改正する条例の制定について、住民生活課から説明させていただきます。

配付いたしましたカラーの資料の２ページ目を御覧ください。

初めに、納期変更の経緯についてでございますが、現在、全国的に総務省が示す税務システムへの標準化が大詰めといった状況でございますが、本町においても令和７年１２月より新システムへの移行が予定されていることにつきましては、既に御承知のとおりでございますが、新システムの開発、運用に当たり、標準システムベンダーは、納期が６期仕様に関するカスタマイズを行わない方針を示したため、標準納期である４期への変更を余儀なくされております。

現在６期で運用している税目のうち、個人住民税と固定資産税については、町税条例上、納期を明記しておりますので、改正が必要になります。

なお、同じく６期で現在運用しております国民健康保険税については、変更の必要がない旨確認しております。

次のページを御覧ください。

令和７年度現在における道内各自治体の納期の状況です。

こちらはちょっと近隣と、あと、状況的に、そこと違う農協を設けてるところをちょっと抜粋して掲載させていただいております。

この中で言う、１番下の条例例に当たりますが、地方税法では個人住民税は６月、８月、１０月、あと翌１月ですね。あと固定資産税は４月、７月、１２月、２月と定めております。しかし地方税法の方で特別な事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができることから、各各自治体の状況に合わせて様々な納期が設定されているというのが、現在の状況でございます。

納期の設定については、少なからず地域による傾向というものがございまして、道内においては、住民税を６月、８月、１０月、１２月とし、固定資産税を５月、７月、９月、１１月の隔月で置いている、この表で言いますと稚内市、猿払村さんのパターンが最も多く採用されているということが分かっております。

次のページを御覧ください。

納期の改正案ということでございまして、以下のとおり現行と改正案の方を載せております。

先ほど御紹介した稚内市、猿払村と同じ納期の設定であります。選定理由としましては、納期を圧縮することによって、一時的に負担増となることを避けまして、かつ納税者の皆様への分かりやすさ覚えやすさというところを総合的に考慮した形となります。

続いて最後のページにつきましては、参考例ということで、先ほどの改正案のことを踏まえまして、住民税と固定資産税の両方の納税義務者であった場合の各期の納付額のイメージになります。もちろん固定資産税だけの納税義務者であれば、2か月に1回納期を迎えるという形になります。

周知期間もありますので、この納金の変更に係る町税条例の改正につきましては、12月定例会の方に議案を提出させていただいております。

以上、幌延町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。
高橋秀之委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か質問ありませんか。

深澤委員

これ6回に分けるといふことなんだけど、額っていうか、例えば3万円以下の税金あるでしょ。それも6回。じゃなくて、限度額みないなのあるんでしょうか。

喜多税務住民係長

なんでしょう、基本的に6分割、今の現行の納期だとされておまして。

（「金額は問題なく、6回に分けて」の声あり）

そうです。例えば個人住民税の均等割の5千円のみの方なんかは、軽自動車と同じように1期によりまして、1期の5千円で納期が終了したりとかはあります。

植村委員

これ、変更するに当たって、当然、1期に納める額が大きくなるということが生じるんですが、それらに関しての納税者に対する配慮っていうか不安っていうのは何かないでしょうか。

結構今まで6期だとね、それなりの額でね、これで行くと2万だとか1万の額で納めてたんですけど、今度、4期という形になってきて額が増えることが生じるんで、そこら辺どうなのかなと思って。

喜多税務住民係長

お答えします。

もちろん事前に周知して、お金の工面等の問題もございまして、そちらは周知、広報に力を入れてやっていきたいと思うんですけども、今回隔月で納期を置かせていただいたところで、例えば今6期で6月末から連続して毎月納期を基本的に迎えるという形で、それが仮に5、6期がなくなったような形で、6月から4か月連続で納期が発生するようなことになると、もちろん全体の年税額は変わりませんので、定額を6で割るか4で割るかみたいな形で、1回当たりの納付額も大きくなるし、その期間中にお支払いする額がより濃くなるというか、割高になるという形になるんですけども、今回納期をちょっと新たに設定して、納期のスタートからゴールまでの期間が広がったことで、実質1か月当たりに納める額は低くなるような形で、ただ1回、窓口に来たり口座引き落としをかけられて落とされる額っていうところはもちろん額面的には大きくなるので、その辺りはちょっと誤解のないように、こちらで説明を重ねていきたいと思っております。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

深澤委員

今の説明だと納税者負担になって滞納リスクっちゃうのは大きくなるんじゃないですか。
その辺はどう考えてるか。

喜多税務住民係長

滞納に結びつきやすいというリスクについては多分、二つの点からあると思ひまして、
今まで6期の納期っていうことで、恐らくうん10年、その体制で進んできて、既にもう
6期ってのはかなり町民の方にとっては染み付いてる状態であって、そこが納め忘れとか
っていうものに、今後納期が変わったことにおいて、つながっていくっていう面と、あと
もう1点は納期が後ろに実質一月、今までの納期より一月遅くなるという法定納期でい
うと、そうなので3月31日であったり出納整理期間の5月31日より後ろが近くなっ
てしまうということで、納期内に納められない方の分納の期間についても実質1か月短く
なるようなイメージなので、そこについてはちょっと相談等を強化しながら、よりちょっ
と誤解なきよう、若しくは滞納につながらないようにちょっとこちらでも御説明を重ねてい
きたいと思ひます。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(一 同 無 言)

ないようですので、「幌延町税条例の一部を改正する条例の制定について」の件は以上
とします。

次に②の『幌延町犯罪被害者等支援条例の制定について』の説明をお願いします。

伊藤住民生活課長

それでは、幌延町犯罪被害者等支援条例の制定について御説明いたします。

本条例は、国が定めた犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等支援に関し基本理念
を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本
となる事項を定め、それらを総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の
回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、もって町民等が安全で安心して暮ら
せる地域社会の形成に寄与することを目的として制定しようとするものであります。

条例制定の経緯についてですが、犯罪被害者等基本法において、犯罪被害者等の経済的
負担の軽減、精神的被害の回復等に関し、国、地方公共団体及び関係団体等が、途切れる
ことのない支援を実施することとされており、令和3年3月に閣議決定されました、第5
次犯罪被害者等基本計画に犯罪被害者等支援条例の制定が盛り込まれたことにより、全国
的に条例制定が進められているところです。

条例制定の状況といたしましては、令和7年4月1日現在で、道内95市町村、53%
となっております。また、令和7年6月24日、天塩警察署長より、町長に犯罪被害者等
支援条例の制定について要請がありまして、現在、天塩警察署所管の3町、遠別、天塩、
幌延が同じ条例内容で、令和8年1月1日の施行に向けて条例制定の事務を進めていると

ころです。

なお、豊富町については、3月に今やる方向で進めてるということで聞いております。

次に、幌延町犯罪被害者等支援条例について、各条ごとに説明いたしますので、資料2枚目の条例案を御覧ください。

第1条は、先ほど申し上げました、条例の目的について規定しております。

第2条は、この条例において必要な用語の定義について規定しております。

第3条は、本町の犯罪被害者等支援における基本理念について規定しております。

第4条から第6条は、町、町民等、事業者がそれぞれ第3条に規定する基本理念にのっとり、取るべき責務について規定しております。

第7条は、犯罪被害者等に対し情報の提供等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行うこと及び支援に関する窓口設置等について規定しております。

第8条は、犯罪被害者等の心身を移動するため、規則で定めるところにより、見舞金を支給する旨、規定しております。

なお、規則につきましても、天塩町と遠別町と同様の規定で考えておりまして、見舞金につきましても、遺族見舞金が30万円、重傷病見舞金が10万円とする予定となっております。

第9条は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるようにするための日常生活の支援について規定しております。

第10条は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復できるようにするための支援について規定しております。

第11条は、犯罪被害者等の再被害及び2次被害に対する、安全の確保について規定しております。

第12条は、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用のための住居の提供等について規定しております。

第13条は、犯罪被害者等が児童生徒等であるときの児童生徒等への支援について規定しております。

第14条は、犯罪等の被害に対する町民等及び事業者の理解の増進について規定しております。

第15条は、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報の適正な管理について規定しております。

最後に、第16条ですが、この条例のほかに必要な事項については、別に規則で定めることを規定しております。

次に附則であります、この条例は令和8年1月1日から施行することとしております。

以上で幌延町犯罪被害者等支援条例の制定について説明を終わります。

高橋秀之委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明について何か質問ありませんか。

深澤委員

1点だけ確認したいんですけど、例えばこの見舞金に該当されたら、もし犯罪にかから

れた、被害者ですね、その把握っちゅうのは自己申請じゃないと分からないのか、町部局が審査するのか、ていうか調べ上げるのかどうか、その辺はどうですか。

伊藤住民生活課長

申請者の対象者の方については、基本的に個人情報に関係もあるので、うちの方から事前に警察とかに紹介することは難しいので、あくまで周知しまして、対象者の方が申請があったときに同意を頂きまして、それで犯罪の内容だとか内容を、その後に警察の方に紹介しようという流れになっております。

高橋秀之委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

齋賀副委員長

8条の見舞金の支給なんですけど、見舞金の支給を規則で定めるってあるんですけど、附則っていうのはどこにあるんですか。

伊藤住民生活課長

今やってる最中で、ここでは条例しか今載せてないので、これからっていうことになるんですけど、一般的に皆さん条例なんで、基本的にはそこそこの条例でちょっと違ったりはするんですけど、近隣町村だったり、あと天塩署管内でちょっと同じ方向で今考えてますので、そうですね、条例と共に1月1日と考えてるんですけど、ちょっと今この時点ではまだ示せてない状態です。

(「分かりました」の声あり)

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので「幌延町犯罪被害者等支援条例の制定について」の件は以上とします。

暫時休憩します

(13時27分 休 憩)

(13時28分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

次に(4)教育委員会所管「幌延中学校区小中一貫教育の進捗状況について」の説明をお願いします。

伊藤教育長

それでは前段で私の方から経緯ということで、説明させていただきます。

すいません、大きいA3の縦型になってますけれども、そちらの方の最後のページ、御覧ください。

こちらの方の関係、前回の常任委員会以降の経緯ということで御説明させていただければと思います。

9月2日に常任委員会の方で、前回は御説明させていただいた以降、次の日に義務教育学校の開校準備委員会ということで、各学校の先生方の組織するソフト部分の協議をしていただくための会なんですけれども、こちらの方で一応ハードの方の進捗状況の説明、そ

れから、先進地視察の関係の報告を行った先生方で共有したというところ、それから、義務教育学校の開校に向けたテーマなどの構想案を提示いたしまして、各作業部会ということで教育課程ですとか事務備品の関係ですとか、各部会に分かれてますので、その先生方の部会ごとに分かれてもらって、今後のソフト部分の構想や作業について確認、検討しております。

それから、9月8日に、更に3回目の義務教育学校の準備委員会ということで、先生方に集まっていたいて、今度は作業部会ごとで取組について確認、共有してます。

それから、10月1日、教育委員会議を開催いたしまして、それまでの経緯や今後のスケジュールについて説明しております。

10月17日に備品の関係の支援をしていただく業者さんの契約ということで、内田洋行さんと契約を結んで、今後引っ越し2回ありますので、その関係の備品の整理ですとか、それから、新しい校舎に入れる備品の関係の整備、その辺を、この内田洋行さんと一緒に進めていくという形になります。

それから、10月21日に今度はハード部分の全体の協議をしていただいております検討部会の方を開催いたしまして、それまでの経過ですとか実施設計に係る協議、それから、情報共有をしているところです。

それと10月29日に教育委員会議を開きまして、それまでの経緯と実施設計に係る報告、スケジュールの説明をしています。

それから、1昨日、また4回目の義務教育外学校の開校準備会を開催いたしまして、作業部会での進捗状況等を確認、共有して、今後の進め方等を協議しているという形になっております。

ソフトの部分も、大分、先生方の力添えによって進んできてまして、今後、12月に入りましたら、新しい義務教育学校の学校名ということで、町民の方にこのような広報折り込み、それから、ホームページ上でも校名を今度募集していきたいというふうに考えているところです。

公募によって、募集しまして、開校準備委員会の方で審議して、検討部会の方で諮問をかけて教育委員会の方で決めていければと思っております。

校名の方、決まりましたら、学校の設置条例の方も変えていかななくてはいけませんので、また皆様の方に御相談をさせていただきながら、条例の改正に向けても準備を進めていければと考えているところです。

経緯については以上となります。よろしくお願いいたします。

高橋秀之委員長

質疑に入る前に一つ伺いたいんですけど、実績に入って半年ぐらい経過してるんですけど、幾らぐらいの施工費を見込んでいるのか、最初にちょっと聞かしてほしいんですけど、よろしいですか。

伊藤教育長

それも含めて、この後、実施設計の関係の説明を次長の方からしていただこうと思ったんですけど、それから、大丈夫ですか。

古草教育次長

それでは私の方から、次に基本設計からの変更事項についてと仮校舎の改修について、それから、進捗状況についてということで3点説明をさせていただきます。

まず、基本設計からの変更事項ということで、A4に変更事項が書いたものと平面図がホチキス留めになった資料の方を御覧ください。

平面図につきましては1枚目が既存の1階、2枚目が改修後の1階、3枚目は既存の2階、4枚目は改修後の2階、最後、5枚目が外構という形の構成になっております。

それではまず、既存校舎棟の1階から御説明いたします。

2枚目の平面図を御覧ください。

まず、部屋の名称等なんですが、基本設計で想定していた名称を、各学校とも協議をいたしまして、まず右側の方から会議室だったものを特別活動室、それから、音楽室の上にありました教育相談室、これを、1、2と二つあったんですけども、教育相談室を一つ、音楽準備室の方に変更いたしましたので、教育相談室の方は一つになっております。

それから、下の方、真ん中辺、保健室があるんですが、こちらについてはもともともう少し右側の方にあったんですけども、水回りのピットが無くてレイアウトができないということでしたので、左側の方にあった更衣室と入替えて、保健室を現在の場所に移設しております。

それから、そのまま左に行っていただくと特別支援1、2という部屋があるんですけども、特別支援1の横の方にシャワー室と身障者用のトイレの方を検討しておりまして、こちらの方も大きさ等について学校の方と協議しながら決めております。また、こちら水回りなんですけどピットが無いので床を少し上げてますので、スロープを作って上がっていくような形になっております。

それから、増築棟なんですけど、上の方ですが、まず、主昇降口、生徒や来客者が入ってくる現下の所、げた箱の所なんですけども、こちら、外の玄関から入ってきて、ドアが2枚しかない状態、靴を脱いであとはそのままドアがない状態だったんですけども、寒さ対策ということでもう1枚ガラスの建具の方を追加しております。

それから、メディアライブラリー、こちらからグラウンドに、外に出る入り口についても複数か所あったんですけども1か所に限定をしております。また児童クラブからも1か所外へ出れるような出入口の方も追加してございます。

それから、左側の方行きて屋内運動場運動場の方なんですけども、まず、体育館の1番下の方に収納ステージというのがあったんですけども、こちら基本設計3台で見えておりましたところを2台にして数を減らしております。

それから、運動場の四隅に空調の機械の収納スペースというのが追加されております。また屋内運動場の左上の方に防災備蓄庫の方を設けようと思っております、その近くに出入口を1か所追加してございます。

それから、武道場なんですけども、もともとステージ、もう少し狭かったんですけども、学校の要望を聞きまして、ステージの後ろに壁を1枚追加して、更に前の方へ出すということで、ステージの面積を広く取っております。こうすることによりまして、もともと柔道場と剣道場、隣り合わせで1面ずつ取れるスペースがあったんですけども、同時に使う

こともないということです。柔道場、剣道場につきましては真ん中に集約をしてステージの方を広げるということで設計をしております。

次に2階部分に行きますので4枚目の方を御覧ください。

まず、既存棟の方なんですけど、それぞれ調理室を家庭科室へ名称変更をしておりますほか、技術室ですとか図画工作教室、こちらの並び方については学校の要望を取り入れて少し入替えを行っております。準備室を真ん中に並べておくような形に追加しております。

それから、増築棟にはなるんですけども、真ん中よりちょっと右側の所、ワークスペース4という部分があるんですけど、そこにもともとシャワー室を2階にも設置する予定でございましたけども、学校要望等聞きましてこちらについては不要ということでしたので、機材庫の方に変更をさせていただきます。

あとは増築棟の上の方、多目的室1と2というのがあるんですけども、こちらもともと二つの部屋だったんですけど、真ん中の間仕切りを可動式にするということで、一つで大きなスペースでも使えるように変更をしております。

大体が基本設計からの変更事項となります。

それから、次に外構の方なんですけども1番最後の図面を見ていただければと思います。

外構につきましてはまだ未確定の部分もあるんですけど、まず、除雪の関係、堆積スペースというのを今検討しております。雪をこういうふうにした場合、街灯の位置をどうするかとか、そういったものについてはこれから産業建設課の方とも協議をしながら決定をしていきたいと考えております。

それから、右側のグラウンドの方なんですけど、もともとあった球場の部分、右上の方なんですけども、こちらは当初ソフトボール規格、体育ではソフトボールということでソフトボール規格で検討してございましたけども、野球部ですとか少年団ありますので、少年野球ができる規格の方に変更して、野球規格で設計をしております。

また、トラックにつきましては、当初200mで設計をしておりますけども、300mという御意見もありましたので、300で絵を書いております。点線で書いてあるのは300なんですけど、そうしますと、かなり野球場の方のほうに入っていくということもございます。それから、学校の意見聞きますと、小学校、中学校共に200mでよいと。現状200mなので200mで十分ですという意見ございましたので、意見を酌みまして200mのままでいこうかなと考えておりますけども、まだちょっと確定はしていない状況でございます。

また、グラウンドにありました倉庫につきましては、場所をグラウンド左上の方に、この図面でいくと真ん中ぐらい、グラウンド倉庫という記述があると思うんですけども、こちらの方に移動しまして、トイレにつきましてはこの中に1か所設置するという事で、もともと別にトイレが付いてたんですけども、そのトイレは撤去して、この倉庫の中に、外からは入れるようにはしますがトイレを設置するという事で検討をしております。

以上が基本設計からの変更事項の説明になります。

引き続きまして、次の資料、幌延中学校の仮校舎の改修内容についても御説明をさせていただきます。

こちらにつきましても平面図、改修前、改修後ということで、同じような並びになって

おります。

1枚目が地下1階部分の既存の現状ですね。それから、2枚目は改修後の地下1階という形で進めていきます。

まず地下部分なんですけども、生徒が出入りする昇降口がある部分になります。こちらについては大きな変更はございません。階段の方に手すりを設置するということで、2枚目の方の図面を見ていただければ分かりますが、階段2か所に手すりを設置することにしております。

次に4枚目が1階の改修後になります。赤い文字のやつです。

こちらにつきましては、小学校用の英語教室1、2ですとか生徒会室ですとかというところは小学校の普通教室の方に転用する予定でございます。図面右側の方です。それから、図面真ん中辺に学習室というのがあったんですが、そちらは小学校の特別支援の位置ということで、真ん中の方、特別支援2の方にシャワーを小学校から移設する予定でございます。

それから、もともと温室があったところ、そちらにつきましては、保健室の方に改修をしようということで、小学校用の保健室をこちらの方に作る予定でございます。

また下の方、倉庫と書いてますけども、もともとプレイルーム、本来はここ小学校の職員数にしようとしたところなんですけども、子供たちの動ける場所、活動できるスペースが少ないということで、こちらについては小学校用のプレイルームの機能を残して倉庫のみを建築することにいたしました。

そうすると小学校の職員はどうするんだということで、5枚目になりますが、プレハブで外の方に職員室を渡り廊下でつないで増設することといたしました。

こちらについてはプレハブで小学校用の職員室、校長室、それから、トイレ個室等を設置する予定でございます。

あとは1階につきましては、各教室の方はスポットクーラーを移設、それから、調理室には新規にエアコンの方を新設しようと考えております。

続きまして2階部分になりますが、5ページ目、6ページ目が2階部分になります。

まず、左側の方からCAI教室ですとかがあった場所につきましては、小学校5、6年生の普通教室に改修をいたします。

それから、教材研究室があった場所には、中学校用の特別支援教室1、2、間はパーテーションで仕切って使うということで、特別支援の教室を作ることとしております。

それから、その下に行きまして、もともと学習センター、視聴覚室があったところにつきましては、小学校と中学校の図書を全て集めて図書室というふうにすることとしております。

もともと中学校の図書室だった場所は、二つに区切りまして、多目的教室1、2ということで、多目的の使用が可能な部屋としております。またクーリングスポットとしてエアコンの方も設置いたしますし会議等もこちらの方でできるかなと考えております。

それから、特別活動室として使ってた場所は小学校の備品庫として転用することといたします。

それから、図面真ん中あたりに被服室というのがもともと中学校あったんですけども、

こちらについては中学校1年生の普通教室の方に転用するということによりしております。音楽室の下の方です。

それから、作法室、和室がちょっと小さいんですが和室があったんですが、こちらについては段差が多く、かなり改修するにお金が掛るということですので、このまま多目的室の方に転用すると、改修はしないで多目的室に転用ということで計画をしております。

それから、音楽室につきましては、エアコンの方を新設して、こちらにもクーリングスポットとしたいと思います。

それから、1番最後の図面見ていただきたいんですが、プレハブで小学校の職員数を作ることにしますと、防火上の対策が必要ということで、2階の普通教室の窓のところにインナー防火スクリーンということで、ロールスクリーンのような防火設備の方を設けなければならないということで法律決まってるということなので、防火上の対策もしようと考えております。

以上が中学校の改修の内容の部分でございます。

最後に工事のスケジュール、進捗状況ということで、現在実施設計の進捗状況といたしましては10月末で55%程度。これから一部、図面は出来上がってるんですけども図面の最終的な仕上げ、それから、工事費用の積算というところをこれからやるということで実施設計のスケジュールとなっております。

また、本工事の方のスケジュールなんですが、こちらにつきましても現状の中で検討した結果、トータルの工事期間というのが、前回お示ししたのが22か月ということでしたけども今回24か月ということで、2か月ほど更に延びる状況となっております。

当初5月頃には降車できる予定でしたけども、7月末から8月頭ぐらいまで必要ということになっております。

また、外構につきましても令和9年度途中から手を付けられるかなというところで計画しておりましたけども、完全に令和10年に入ってしまったから外構の方の工事が始まるというふうなスケジュールとなっております。

また、中学校の改修工事につきましては、プレハブの職員室が追加されたことによりまして、若干の工期の変更がされております。

以上が工事の進捗状況ということでございます。

最後に先ほど御質問のありました概算工事費なんですが、現状まだ詳細の部分が詰め切れてませんので、幾らになるという情報はまだ私たちも受け取っておりません。粗々金額が出てくるのは来月になろうかなと思ってます。

現状、今年になってから補助金の方、手を上げてますけども、その際に使いました金額といたしましては、全体の工事の金額として外交工事も含めて56億8,800万という形で概算を出しておりますけども、恐らく、来年以降、鉄筋等また1.5倍ぐらいになるということで情報も入ってますので、更なる工事費の増加があるのかなと思っておりますが、今のところ幾らになりそうだという情報はまだつかんでおりませんので、現状は56億8千万ということで押さえて補助申請等を進めているところでございます。以上です。

高橋秀之委員長

ただいまの説明に対して何か質問ありませんか。

植村委員

今1番最後のしっかりした数字はまだ出てないってことなんですけども、これ、外構工事も含めたこの金額ですか。建物だけでこのぐらい掛かるっていうことですか。

古草教育次長

ただいまの56億8,800万の中には外構工事も含んでおります。

外構につきましては4億6,800万程度を見込んでおります。内数です。

伊藤教育長

今の建設費の関係については、ちょっとまた部材が今上がっていくということで、道単価レベルで部材の方もちょっと1割以上ちょっと上がるようなことになりますので、ちょっと今このはじいている数字よりは上がっていくかなということで、それからいくと70ぐらいに。どの部材がどれだけというのは全くまだつかめてないんですけども、総体でそのような情報が入ってきたってということで、先日の方の定例の打合せの会議の中で、技術センターさんの方から情報提供があったというところでございます。

古草教育次長

補足といたしましては、そのときには鉄筋については間違いなく1.5ぐらいになるでしょうということでしたので、1.5倍程度ということで鉄筋が上がると、かなり基礎の部分がありますので、相当高くなるのかなというふうには思っております。以上です。

植村委員

想像してたんです。この御時世ですから、それぐらいのどこまで行くんじゃないのかっていう想像はしてたんですけども、実際に担当からこの金額、最初スタートしたときは、今の校舎を改築してやるよりはまだ安く済むんで、この際、新築でっていうかね、小中一貫校を目指しますということでスタートしてった。そのときは恐らく掛っても50億ぐらいでしょうという視点から進めてきたんですけども、それから更に20億が軽く出てくということになると、これ、掛るものは仕方ないって言っても、やはり限られた財源の中でどうやりくりしてるんだということだと思ふんだよね。

これらに関する国とか関連の補助金というのはどのぐらいの割合で、当てにしているのか。

伊藤教育長

その補助金関係につきましても、なかなか厳しいということで、今の段階で幾ら付くっていうのはちょっと、なかなか見込めないっていう部分もあるんですけども、できれば4分の1ぐらいはとは思ってるんですが、そもそも基準的には義務教育学校にする場合については補助要綱上は2分の1出ますよというところなんですけど、それについては基準単価の2分の1ということなので、うちの学校の場合ですとその単価自体が補助基準に乗るやつ自体が改修になるとまたちょっとざっくりその2分の1っていうことにはならずになっていますので、なかなか半分もらえるっていうことにはならない。もっと減るのかなというところと、あとは今年に入って春先からずっと問題というか、補助金が満度に付かない、それに増して北海道のほかの自治体の方の事業にも満度に付いてないというような状況もありますので、この先どういうふうになっていくのかっていうのは、ちょっとなかなか見込めない部分があるかなとは思っておりますが、できる限りその補助金に合致するような事業細目を採択していきながら、経費をできるだけ詰めながら、希望にできるだけ近

いようになっていうところで今、調整はしているところではあります。

植村委員

そういった努力は当然していかなきゃならないということだと思うんだけど、途中で完全に新築するよりは今の既存の小学校の校舎の一部分、基礎を使った形の中でやると補助率が上がるよとか何とかっていう話もあったりして、ここまで進んできたと思うんだけど、それら加味しても、最終的には今、教育長言うように、総体の4分の1程度ぐらいの補助ということになるとかなりの厳しい予算査定になるのかなという気がしてるんだけどさ、やっぱりうちとしては教育関係だけじゃなくて今、町長サイド、企画の方でも構想してる多世代交流事業というのも今やろうとしてる、それが今日のレクチャーでは約、なんだかんだ言っても30億近いものになるという話を聞かされたばかりで、今回このまた数字ということになってくると、合わせると100億というような物が口では言えるけども、実際、うちの町の財政的にはどういうことになるのかなという、やっぱりこれはやっぱり副町長、きちっとした、やっぱりね、午前中もそういう話になったんですけども、これら二つ合わせた中で、将来の償還シミュレーションっていうんすか、財源をきちっとやっぱり示してもらっていかないと、やっぱり、なかなか、我々も簡単に賛同していくこともできないし、町民の人たちも、やっぱり不安に思うということが出てくると思うんだよね。その辺どういうふうに考えていくのか、お聞きしたいと思います。

岩川副町長

今、植村委員から御指摘ありましたように、やはり本当に200億近い事業ということになりますと、やはりもう、町の財政のキャパを超える可能性もありますんで、先ほど午前中言われた財政シミュレーション、これやはり、ちょっと財政サイドでしっかり立てて、1月にもう一度委員会開かれるそうですから、それまでにはちょっとお示しできるように、ちょっと頑張りたいなど。その上で、今後どうしていくかっていうのは協議させていただきたいなというふうに思ってます。

植村委員

ぜひ、それを見た上で、肝をくくるってくっていか判断していきたいと。

正直なところ、今北海道でこういった大きな建設工事やった自治体からだんだんと財政困難になったとかっていう新聞報道見ててくると、決してうちの町も例外ではなくなるのかなという気がしますんで、ぜひ、一つよろしくお願ひしたいと思います。

高橋秀之委員長

ほかにありませんか。

佐藤委員

一つ、今の小学校が中学校に移ってくんだけど、来年の春からこれ中学校いろいろあちこち直したりするっていうのも、これはまた別の枠の経費、そこら辺のところ、これもどのぐらいかかるんですか。もう結構あちこち触ってく。

古草教育次長

中学校の既存の部分の改修につきましては、先ほどの中の数字にも入っておりますけれども、1億程度は間違いなく掛るかなと思ってます。

(「これはまた別の、全体の中には含まれて」の声あり)

この事業費の中に入っている話です。

齋賀委員

先ほどね、エアコンとかの話にスポットクーラーという言葉も聞いたんですけど、今現状使ってるスポットクーラー、なんかもう音がうるさくて授業に集中できないという子供の声もあるんですよ。だからそれはもうちょっと考えた方がいいんじゃないかなというのが一点と、もう一点はね、これ、1階に児童クラブありますよね。部屋が。2階に生徒会室もありますよね。これ、小中一貫校になって児童会の部屋と生徒会の部屋がいるんですか。前はもう小中一貫校だから小中一緒にやるとは言ってなかったですか。これ必要なんですか。

古草教育次長

増築棟1階にあります児童クラブにつきましては、児童会ではなくて、現在、生涯学習センターの方で行っている放課後児童クラブの機能をこちらに移転することですので、生徒会の機能ではないと、児童館の機能ではないということでございます。あくまでも生徒会室の方で生徒会活動を行うということになります。

それからスポットクーラーの関係ですけども、現状使っているスポットクーラーをそのまま投げて新しくエアコンを付けるかということになりますと、先ほどからもおっしゃっていらっしゃる通り事業費の高騰等もありますので、抑えるところを抑えていくということで、スポットクーラーは移設をして普通教室に使うと。ただし、クーリングスポットとして新たに音楽室ですとか家庭科室の大きな部屋の方にはエアコンをきちんと完備して、どうしても暑さ逃れられないようなときには、そちらの方に避難するということも念頭に入れながら設計をしております。以上です。

齋賀委員

あと多機能トイレが下に1か所だけなんですけど、これもやっぱり経費削減で1か所だけで事足りるということなんですか。

古草教育次長

既存校舎につきましてはトイレは一切改修対象外ということにしておりますので、今までのトイレをそのまま使うということですので、今までなかった多機能トイレは新たに増設しないと。その代わり1階と2階の増築棟の方に多目的のトイレを設置しておりますので、そちらを一般の方が利用していただくという形になると思います。以上です。

齋賀委員

今ね、教育委員会にもホームページで幌延小学校、中学校それから学習センター、問寒別学習センターでアンケートを募集してますよね。アンケート。この新しい学校はこんな感じになりますということで、付箋張るやつ。あれ見たんですけど、やっぱり、いっぱい声を聞くのであればあのホームページはなかなかみんな情報をつかみ切れないと思うから、もっと別な方法で放送を流して意見を聞いてみたらどうかなと思ったんですけど。

伊藤教育長

すいません。それオープンハウスの関係だと思うんですけども、これについてはちょっともう期限が終わってまして。去年、基本設計を作る際に皆さんの意見を広く募ったときのオープンハウスの関係のお話かと思うんですけども、この校名もそうですし、今度

今実施設計の関係については、町民とか保護者向けの説明会を行うと、実施設計の方、今図面上がってきたら1回御説明をさせていただければなっている、そういう機会も今設けようとは思っておりまして、その辺りでもちょっと意見は頂けるのかなとは思っているところです。また委員の皆さんの方にも出来上がったらまた、お示しできればなというふうに思っております。以上です。

高橋秀之委員長

ほかに質疑ありませんか

(「ありません」の声あり)

ないようですけど、世代交流センターも1月末にもう1回進捗状況の説明をしてもらってことで、そのとき一緒にもう一度説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

質疑ないようですので「幌延中学校区小中一貫教育の進捗状況について」の件は以上とします。

調査事項は以上となります。

次に、3. その他ですが、何かありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、以上で第6回まちづくり常任委員会を終了します。

御苦労さまでした。

(14時11分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委 員 長 高 橋 秀 之

以上、記録する。

事 務 局 長 岡 田 英 樹